

加古川市防災DVD教材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、防災DVD教材（以下「教材」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 教材の貸出対象は、自主防災組織、町内会、学校その他市長が認めた団体とする。

(貸出しの教材)

第3条 貸出しする教材は、別に定める。

(貸出しの手続き)

第4条 貸出しを受けようとする者は、あらかじめ教材の貸出し状況を確認の上、DVD教材借受申請書（以下「申請書」という。様式第1号）に必要事項を記入し、市長に申請するものとする。

2 市長は、申請書の内容が適当と認めるときは、教材を貸出すものとする。

(借受者の義務)

第5条 教材を借受けた者（以下「借受者」という。）は、営利を目的として教材を使用してはならない。

2 借受者は、教材を申請時の使用目的以外に使用してはならない。

3 借受者は、教材を転貸し、又は譲渡してはならない。

(貸出期間)

第6条 教材貸出期間は、7日以内とする。ただし、教材の管理上又は運営上支障がないと市長が判断したときは、この限りではない。

(教材の貸出し並びに返納)

第7条 教材の貸出し並びに返納は、原則として総務部危機管理課においてこれを行う。

2 借受者は、教材の貸出期限が到来したときは、直ちに返却しなければならない。

3 借受者は、返却の際、貸出しを受けた教材に破損、異常等がないか確認し、DVD教材使用報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

(使用料)

第8条 教材の使用料は、無料とする。

(管理義務)

第9条 借受者は、教材を良好な状態に保持できるよう管理し、使用するものとする。

2 借受者は、教材を滅失又は損傷したとき、それが借受者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

防災DVD教材借受申請書	
年 月 日	
加古川市長 様	
住所又は所在地 団体名 代表者氏名 電話番号	
印	
防災DVD教材を借受けたいので、加古川市防災DVD教材貸出要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。	
使用目的	
貸出希望日	貸出日 年 月 日（ ） 返却日 年 月 日（ ）
使用する 防災DVD教材	番号 DVD教材タイトル
その他	借りに来られる方の氏名・連絡先：

【使用上の注意事項】

- 1 借受者は、教材を目的以外に使用しないでください。
- 2 借受者は、教材を転貸し、又は譲渡しないでください。
- 3 借受者は、教材を良好な状態に保持できるよう管理し、使用してください。
- 4 教材貸出期間は、7日以内です。
- 5 一度に貸出しできる教材は、最大2枚までです。
- 6 借受者は、教材を滅失又は損傷したとき、それが借受者の責めに帰すべき理由にある場合は、その損害を賠償する必要があります。

防災DVD教材使用報告書

年 月 日

加古川市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者氏名



電話番号

年 月 日に借受けたDVD教材について、返却します。また、加古川市防災DVD教材貸出要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

使用日	貸出日	年 月 日 ()		
	返却日	年 月 日 ()		
使用した 防災DVD教材の 状態	番号	DVD教材タイトル	状態	備考
			良・不良	
			良・不良	
その他				

注1) この報告書は、DVD教材返却時に提出してください。

注2) DVD教材の状態が不良の場合、備考欄にその内容を記載してください。